

# 議案書

## 別冊資料集

第 138 期自治委員会第 1 回会議

令和元年 5 月 8 日 (水)

19 時 00 分～ 於 900 番教室

東京大学教養学部学生自治会

# 目次

「第4号議案 第138期理事追加選出」 立候補声明

…… p. 2

「第5号議案 正副自治会長選挙実施規則の改正」 新旧対照表及び解説

…… p. 6

「第4号議案 第138期理事追加選出」 立候補声明

立候補声明

この立候補声明は、自治委員会の本会議及び小委員会会議において自治委員に配布される議案書・資料集にそのまま掲載されます。出来るだけ丁寧な字で、自治委員に対し、理事への意欲やあなた自身のことを詳しく説明してください。内容については、会議の場において説明を求められる場合があります。

学生自治会 第138期理事候補 **松野 大河** 理科一類1年4組  
 気付く→まとめる→実行する

**1 駒場の学びを明確に**

- 履修制度をわかりやすく伝えよ  
履修制度が難しいのは冊子に一因。図、色を用いた明快な冊子配布を交渉。
- 受験生が学びを「知れる」ように  
大学案内に前期課程はわずか4ページ。受験生に学びを「知る権利」はないのか。

**2 豊富な経験と実績**

- 豊富な経験  
中学では議会議長相当の「中央委員長」。高校で「生徒会執行部副会長」の職に。
- 確かな実績  
高校では、積極的な姿勢を賞く。2年次、23のうち11の議案を作成・提出

駒場の学びを、今理解していますか？  
 駒場の学びを、大学選びの時想像できましたか？

2019年4月10日

1年理科一類4組 氏名： 松野 大河

立候補声明

この立候補声明は、自治委員会の本会議及び小委員会会議において自治委員に配布される議案書・資料集にそのまま掲載されます。出来るだけ丁寧な字で、自治委員に対し、理事への意欲やあなた自身のことを詳しく説明してください。内容については、会議の場において説明を求められる場合があります。

6月末までという短い任期ですが、私たち学生にとって、学生生活がより快適なものになり、力を尽くしたいと思えます。

2019年 月 日

1年  
~~2年~~理科1類19組 氏名： 高橋 琉弥

## 立候補声明

この立候補声明は、自治委員会の本会議及び小委員会会議において自治委員に配布される議案書・資料集にそのまま掲載されます。出来るだけ丁寧な字で、自治委員に対し、理事への意欲やあなた自身のことを詳しく説明してください。内容については、会議の場において説明を求められる場合があります。

理事に立候補する権英里香(みえりか)です。

中高一貫校で、約5年間生徒会役員を務め、うち3年間は生徒会長として活動していました。私の出身校は、高校を母体として設置された新設校だったので、生徒会活動や学校行事など、諸制度の基盤を一からつくって来ました。また、外務活動では多種多様な学校の生徒会の方と交流を重ね、学生による自治活動に関する知見を広げました。

これらの経験を活かし、自治会理事に就任した暁には、学校生活の向上やサポートに全力を尽くしたいと考えています。

よろしくお願い致します。

2019年 4月 7日

1年 文科 3類 17組 氏名: 権英里香

「第 6 号議案 正副自治会長選挙実施規則の制定」 新旧対照表

(新旧対照表)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">正副自治会長選挙<u>実施</u>規則</p> <p>(選挙管理)</p> <p>第 2 条 自治会長及び副自治会長の選挙は、選挙管理委員会がこれを管理する。</p> <p>第 3 条 <u>新設</u></p>	<p style="text-align: center;">正副自治会長選挙規則</p> <p>(選挙管理)</p> <p>第 2 条 自治会長及び副自治会長の選挙は、選挙管理委員会がこれを管理する。</p> <p><u>2 前項の規定は、選挙管理委員会が、その責任において、選挙にかかる事務を他の機関、組織又は団体に委託することを妨げない。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>一 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（次号において「電磁的記録」という。）にかかる記録媒体</u></p> <p><u>二 電磁的投票端末 候補者の氏名を表示する機能を備えた機械であって、選挙人の操作により、表示された候補者のいずれかを選択し、かつ、当該候補者を選択したことを電磁的記録として電気通信回線を通じて電磁的記録媒体に記録することができるもの</u></p> <p><u>三 電子投票 電磁的投票端末を用いて行う投票</u></p> <p><u>四 電子投票システム 電子投票に際して選挙人名簿への登録及び投開票の際に利用されるシステム</u></p> <p><u>五 電子投票所 選挙人が電子投票を行うために利用する Web サイト</u></p> <p><u>六 不正アクセス行為 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八</u></p>

<p>(選挙人)</p> <p>第3条 選挙人は、投票期間の<u>最終日</u>に本会会員である者とする。</p> <p>(選挙管理委員会)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、本会活動における民主主義及び学生自治の健全な発展のために、中立の立場から、公明かつ適正な選挙の実施を確保する義務を負う。</p> <p>2 選挙管理委員会の庶務は、<u>理事会及び理事会の下位機関</u>が行う。</p> <p>3 前項の規定により選挙管理委員会の業務を行い、又は補佐する者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p><u>第9条 新設</u></p> <p>(選挙管理委員会の構成)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、自治委員会が任免する委員で構成する。委員の定数は、五名とする。</p> <p>2 委員は、すべて通常会員でなければならない。</p> <p>3 立候補者又は選対の構成員である者は、委</p>	<p><u>号) 第2条第4項に規定される行為</u></p> <p>(選挙人)</p> <p>第4条 選挙人は、投票期間の<u>末日</u>に本会会員である者とする。</p> <p>(選挙管理委員会)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、本会活動における民主主義及び学生自治の健全な発展のために、中立の立場から、公明かつ適正な選挙の実施を確保する義務を負う。</p> <p>2 選挙管理委員会の庶務は、<u>総務局</u>において行う。</p> <p>3 前項の規定により選挙管理委員会の業務を行い、又は補佐する者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p><u>(選挙管理委員会の所掌事務)</u></p> <p>第9条 選挙管理委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>正副自治会長選挙の広報に関する事務</u></p> <p>二 <u>正副自治会長選挙の投票に関する事務</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか正副自治会長選挙の実施に関する事務</u></p> <p>(選挙管理委員会の構成)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、自治委員会が任免する委員で構成する。委員の定数は、五名とする。</p> <p>2 委員は、すべて通常会員でなければならない。</p> <p>3 立候補者又は選対の構成員である者は、委員、事務員、<u>投開票管理者</u>、<u>投開票監査員</u>若しく</p>
---	---

<p>員、事務員、投開票監査員若しくは会計監査員となり、又は選挙管理委員会の業務を行うことができない。</p> <p>4 委員は、投開票監査員若しくは会計監査員となり、又はこれらであることができない。</p> <p><u>第 13 条 新設</u></p> <p><u>(選挙管理委員会の内規)</u></p> <p><u>第 16 条 選挙管理委員会は、この規則に反しない限り、内規を定めることができる。</u></p> <p><u>(投票期間)</u></p> <p>第 22 条 投票期間は、<u>6 授業日</u>以上でなければならない。ただし、運動期間と投票期間の間には、選挙運動および投票のいずれも行わない日を 1 日は設けなければならない。</p> <p><u>(運動期間中の本会活動)</u></p> <p>第 40 条 選挙管理委員会以外の本会の機関は、運動期間および投票期間において、選挙に関連した広報物を作成してはならない。ただし、選挙管理委員会では行うことが不可能な専門的な業務については、委員長または副委員長のうち 1 名以上の監督の下、選挙管理委員会の決定に基づき、本会の機関に業務を委嘱することができる。</p> <p>2 本会の機関及び役員は、特定の立候補者又は選対を支援し、又は非難してはならない。</p>	<p>は会計監査員となり、又は選挙管理委員会の業務を行うことができない。</p> <p>4 委員は、投開票監査員、投開票管理者若しくは会計監査員となり、又はこれらであることができない。</p> <p><u>(投開票管理者)</u></p> <p><u>第 1 3 条 投開票管理者は、投票所における投票に関する事務を監督する。</u></p> <p><u>2 選挙管理委員会は、本人の承諾を得て、本会会員の中から投開票管理者を選任する。投開票管理者は各投票所及び開票所につき一名を置く。</u></p> <p><u>第 16 条 削除</u></p> <p><u>(投票期間)</u></p> <p>第 2 2 条 投票期間は、<u>五授業日</u>以上でなければならない。ただし、運動期間と投票期間の間には、選挙運動及び投票のいずれも行わない日を少なくとも一日は設けなければならない。</p> <p><u>(運動期間中の本会活動)</u></p> <p>第 38 条 選挙管理委員会以外の本会の機関は、運動期間および投票期間において、選挙に関連した広報物を作成してはならない。ただし、選挙管理委員会では行うことが不可能な専門的な業務については、委員一名以上の監督の下、選挙管理委員会の決定に基づき、本会の機関に業務を委託することができる。</p> <p>2 本会の機関は、特定の立候補者若しくは選対を支援し、又は非難してはならない。</p> <p>3 執行部員は、その業務上の地位を利用して選</p>
--	---

<p>(選挙違反)</p> <p>第41条 次に掲げる行為又は状態は、選挙違反である。</p> <p>一 投票を得、若しくは投票を得させ、又は投票を得させないことを目的として行われる行為であって、選挙運動ではない行為(選挙運動の準備のみを目的として行われる行為を除く。)</p> <p>二 運動期間外の選挙運動</p> <p>三 選挙管理委員会の委員又は選挙人以外の選挙運動</p> <p>四 立候補者及び選対が選挙運動を行わないこと</p> <p>五 選挙管理委員会の委員、選挙人等を威圧し、脅迫し、又は買収すること</p> <p>六 他の選対の選挙運動を妨害すること</p> <p>七 この規則に反すること</p> <p>八 法令に反すること</p> <p>2 運動期間中に掲示し、又は設置したポスター又は立て看板を運動期間外に回収しないことは、選挙運動とみなさない。</p>	<p>挙運動をし、又は業務中に選挙運動をしてはならない。</p> <p>4 選挙管理委員会の委員及び選挙管理委員会の庶務を行う執行部員は、選挙運動をすることができない。</p> <p>(選挙違反)</p> <p>第39条 次に掲げる行為又は状態は、選挙違反とする。</p> <p>一 選挙運動であって、第24条に規定されない行為(選挙運動の準備のみを目的として行われる行為を除く。)</p> <p>二 運動期間外の選挙運動</p> <p>三 選挙管理委員会の委員又は選挙人以外の選挙運動</p> <p>四 立候補者及び選対が選挙運動を行わないこと。</p> <p>五 選挙管理委員会の委員、選挙人等を威圧し、脅迫し、又は買収すること。</p> <p>六 他の選対の選挙運動を妨害すること。</p> <p>七 この規則に反すること。</p> <p>八 法令に反すること。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為には適用しない。</p> <p>一 急迫不正の侵害に対して自己又は第三者を防衛するため、やむを得ずした行為</p> <p>二 規約、規則その他正当な業務による行為</p> <p>三 法令による行為</p> <p>四 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為であって、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えないもの</p> <p>3 運動期間中に掲示し、又は設置したポスター又は立て看板を運動期間外に回収しないこと及びこれらが運動期間の末日の翌日から投票期間の末日までの間に撤去され、又は汚損された場合において、これらを原状に復すことは、選挙運動</p>
--	--



<p><u>第 8 章 投票および開票</u></p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第 45 条 選挙は、投票により行う。</p> <p>2 投票は、正副自治会長それぞれにつき、1 人 1 票に限る。</p> <p>(信任投票)</p> <p>第 46 条 届出のあった候補者が 1 人であるとき、または 1 人になったときは、信任投票を行う。</p> <p>(投票用紙の様式)</p> <p>第 47 条 投票用紙の形式は選挙管理委員会が定める。</p>	<p>とみなさない。</p> <p><u>第 8 章 投票</u></p> <p>(一人一票)</p> <p>第 4 3 条 選挙は、投票により行う。</p> <p>2 投票は、正副自治会長それぞれにつき、一人一票に限る。</p> <p>(秘密投票)</p> <p>第 4 4 条 本会の機関及び会員は、特定の会員の投票を知り、又は第三者に知らせてはならない。</p> <p>(信任投票)</p> <p>第 4 5 条 届出のあった候補者が一人であるとき、又は一人になったときは、信任投票を行う。</p> <p>(投票方法)</p> <p>第 4 6 条 投票の方法は、第 4 9 条から第 5 6 条までに定める投票所における投票又は第 5 7 条から第 6 3 条までに定める電子投票とする。</p> <p>2 選挙管理委員会及び執行部は、投票方法を広く周知するよう努めなければならない。</p> <p>(個人情報の管理)</p> <p>第 4 7 条 選挙管理委員会は、学生証番号その他の投票に際して収集した個人情報を適切に管理する義務を負う。</p> <p>2 選挙管理委員会が管理する個人情報は、本人の承諾を得ずに、第三者に提供し、又は共有してはならない。</p> <p>(委任の禁止)</p> <p>第 4 8 条 会員は、投票権を委任することができない。</p> <p>第 2 節 投票所における投票</p> <p>(投票所)</p> <p>第 4 9 条 投票所は、自治会室その他の駒場一キャンパス内の選挙管理委員会が指定する場所に設ける。</p> <p>(投票所の開閉時間)</p> <p>第 5 0 条 投票所は、午前十時に開き、午後五時に閉じる。ただし、選挙管理委員会が必要と認める場合又は会員の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開</p>
--	--

く時刻又は閉じる時刻を二時間の範囲内において繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 選挙管理委員会は、前項ただし書の場合、直ちにその旨を公示しなければならない。

(投票所の公示)

第51条 選挙管理委員会は、投票の期間の初日から少なくとも七日前に、投票所を公示しなければならない。

2 選挙管理委員会は、天災その他やむを得ない事情がある場合に前項の規定により公示した投票所を変更したときは、直ちにその旨を公示し、広報しなければならない。

(投開票監査員)

第52条 選挙管理委員会は、各投票所につき一名以上の投開票監査員を投票に立ち合わせなければならない。

(学生証の提示)

第53条 選挙人は、投票所において、自己の有効な学生証を提示し、投票権を有することを示さなければならない。

(投票用紙及び投函)

第54条 選挙人は、選挙管理委員会が定める様式の投票用紙に記載されている候補者欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

(投票所の秩序)

第55条 その投票所にいる投開票監査員の全員が投票所の秩序を乱すおそれがあり、又は乱していると認める者があるときは、投票管理者はこれを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

2 前項の規定により投票所外に退出させられた者は、その日の投票時間の最後に投票をすることができる。

(代理投票)

第56条 身体障害その他の事由により、自ら投票用紙に記入することができない者又はそうすることが著しく困難な者は、投開票管理者に申請

し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投開票管理者は、投開票監査員の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者を定め、その者に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者の欄に○を記載させ、投開票監査員一名をこれに立ち合わせなければならない。

### 第3節 電子投票

#### (基本原則)

第57条 電子投票には、選挙管理委員会が指定する電子投票システムを使用する。

2 前項の電子投票システムは、第43条第2項及び第44条並びに次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

一 選挙人以外が投票をすることを防止するために必要な措置が講じられているものであること。

二 電子投票システムに対して不正アクセス行為がなされることを防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三 電磁的投票端末の操作により候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択にかかる候補者の氏名を電磁的投票端末の表示により選挙人が確認することができるものであること。

四 一度投票を行なった場合でも、投票期間中に選挙人が電磁的投票端末を用いて繰り返し電子投票を修正することができるものであること。

五 各候補者の得票率その他特定の候補者に対して有利又は不利に働く情報が投票期間中に流出あるいは公開されることを防止できるものであること。

六 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

3 選挙管理委員会は、本会以外の団体又は個人が管理する電子投票システムを指定する場合、選

挙管理委員会は投票期間の初日の少なくとも十授業日前までに電子投票システムの管理団体又は個人名を公示しなければならない。

(電子投票の準備)

第58条 選挙管理委員会は、前条第1項の電子投票システムに選挙人名簿が必要である場合、投票期間の初日の少なくとも五授業日前から投票期間の末日までの間選挙人が選挙人名簿への登録をすることが可能な状態にしなければならない。

2 前項に規定する場合、選挙人は、電子投票をする前に選挙人登録をしなければならない。

(選挙人名簿の修正及び削除)

第59条 選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、投開票監査員一名以上の立会いの下、選挙人名簿記載の情報を修正し、又は削除しなければならない。

一 選挙人が登録した情報に誤りがあった場合。  
二 選挙人が選挙人名簿に記載した事項を失念したことにより電子投票を行うことができなくなった場合。

三 選挙人が選挙人たる資格を喪失したとき。

2 選挙管理委員会は、投票期間が終了してから開票までの間に、選挙人名簿に登録されている選挙人が本会会員であるかどうか確認を行わなければならない。

(電子投票の手続き)

第60条 選挙人は、選挙管理委員会が定める方法に従い、電子投票をすることができる。

2 選挙人は、選挙人が保有する電磁的投票端末その他の電磁的投票端末から電子投票をすることができる。

3 選挙人は、電子投票を行う電磁的投票端末につき不正アクセス行為がなされることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(代理電子投票)

第61条 身体障害のその他の事由により、自ら電子投票を行うことができない者は、選挙管理委

<p>(無効投票)</p> <p>第 48 条 <u>次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。</u></p> <p>一 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>二 <u>1 投票中に 2 人以上の候補者の欄に〇等の記号を記載したもの</u>(信任投票の場合は信任および不信任双方の欄に〇等の記号を記載したもの)</p> <p>三 白票</p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五 投開票監査員の過半数が無効と判断したもの</p>	<p><u>員会に申請し、代理投票させることができる。</u></p> <p>2 <u>第 5 6 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p>(電子投票所の秩序)</p> <p>第 6 2 条 <u>不正アクセス行為その他投開票監査員の全員が電子投票所の秩序を乱すおそれがあり、又は乱していると認める者があるときは、投票管理者は当該選挙人の電子投票所における投票をやめさせることができる。</u></p> <p>(電子投票所の開閉時間)</p> <p>第 6 3 条 <u>電子投票所は、投票期間の初日の午前十時に開き、投票期間の末日の午後五時に閉じる。ただし、選挙管理委員会が必要と認める場合又は会員の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻又は閉じる時刻を二時間の範囲内において繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p>2 <u>選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を公示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>投票期間中毎日午前十時から午後五時までの間、電子投票に関する本会会員その他の者からの照会に対し迅速に対応できる体制を整備しなければならない。</u></p> <p>(無効投票)</p> <p>第 6 4 条 <u>第 4 9 条から第 5 6 条までに規定する投票所での投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。</u></p> <p>一 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>二 <u>一の職</u>に対し二名以上の候補者の欄に〇の記号を記載したもの(信任投票の場合にあっては信任及び不信任の双方の欄に〇の記号を記載したもの)</p> <p>三 <u>〇以外の事項を記載したもの</u></p> <p>四 白票</p> <p>五 投開票監査員の過半数が無効と判断したもの</p>
--	--

<p>(開票の日時と場所)</p> <p>第 51 条 開票を行う日時と場所は、選挙管理委員会が決定し、開票を行う予定の日の 3 日以上前に公示する。</p> <p>2 開票は、投票期間の<u>最終日</u>またはその翌日に行わなければならない。</p> <p>3 開票は、午前 9 時から午後 8 時までの間に開始し、午後 9 時までに終了するよう努めなければならない。</p> <p>4 開票所は、<u>キャンパス内</u>の教室または会議室でなければならない。</p> <p>(開票への立ち会い)</p> <p>第 52 条 本会会員は、開票に立ち会うことができる。ただし、当該本会会員が開票作業の妨害をしたとその場にいる投開票監査員の全員が認めたときは、当該本会会員を開票所から退室させることができる。</p> <p><u>第 69 条 新設</u></p>	<p><u>2 第 5 7 条から第 6 3 条までに規定する電子投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。</u></p> <p><u>一 選挙管理委員会が指定する電子投票システムを用いずに記録されたもの</u></p> <p><u>二 不正アクセス行為により記録されたもの</u></p> <p><u>三 投開票監査員の過半数が無効と判断したものの</u></p> <p>(開票の日時と場所)</p> <p>第 6 7 条 開票を行う日時と場所は、選挙管理委員会が決定し、開票を行う予定の日の少なくとも三日前に公示する。</p> <p>2 開票は、投票期間の<u>末日</u>又はその翌日に行わなければならない。</p> <p>3 開票は、午前九時から午後八時までの間に開始し、午後九時までに終了するよう努めなければならない。</p> <p>4 開票所は、<u>駒場一キャンパス内</u>の教室又は会議室でなければならない。</p> <p>(開票への立ち会い)</p> <p>第 6 8 条 本会会員は、開票に立ち会うことができる。ただし、当該本会会員が開票作業の妨害をし、又はそうするおそれがあることが明白であるとその場にいる投開票監査員の全員が認めたときは、<u>当該開票所の投開票管理者は、当該本会会員を開票所から退室させることができる。</u></p> <p>(再開票の請求)</p> <p>第 6 9 条 正副自治会長選挙において、その開票結果に不服がある本会会員は、開票日から五授業日以内に、文書により選挙管理委員会に対して再開票の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の請求を受けた選挙管理委員会は、請求</p>
---	---

第 70 条 新設

を受領した日から五授業日以内に再開票の実施可否を決定し、結果を公示しなければならない

(情報公開請求)

第 70 条 第 57 条から第 63 条において規定する電子投票については、本会会員は開票日から五授業日以内に、投開票に関わる電磁的記録その他情報に関して選挙管理委員会に情報開示を請求することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。